

川崎市選挙管理委員会告示第3号

公職選挙事務執行規程（昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号）の一部を改正する規程をここに告示します。

令和7年5月30日

川崎市選挙管理委員会

委員長 廣 田 健 一

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和49年川崎市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第20号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同様式中「第244条第4号」を「第244条第1項第4号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。